

関西労災職業病 4月号

(通巻第108号)

関西労働者安全センター 1983.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

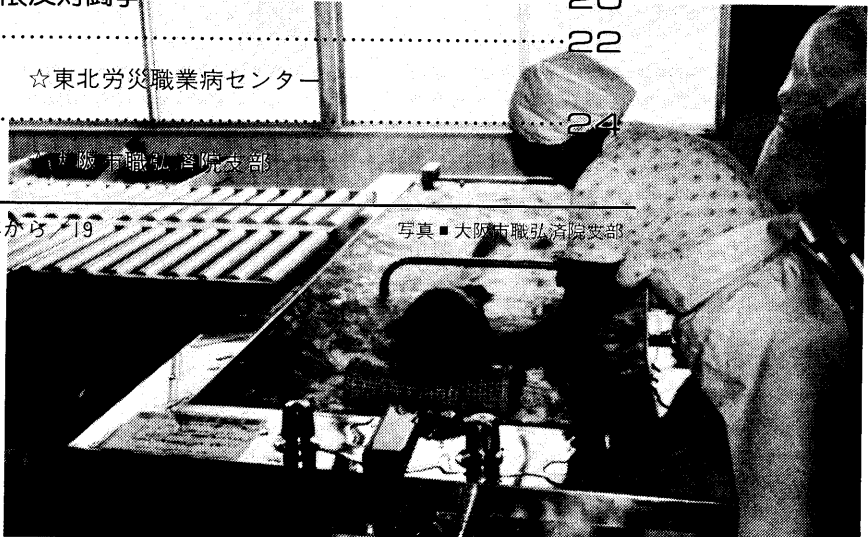
☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円

- 第3回総会の成功を踏まえ
センター10周年の年、運動の飛躍を勝ちとろう…………… 1
- 1983年度運動方針…………… 3
- 連載** 労働と精神神経障害(4)…………… 7
紀泉病院副院長 中山隆嗣
- マイクロエレクトロニクスと労災職業病(6)…………… 11
- 第9期労働者針灸労習会に参加しよう…………… 13
- 前線から(ニュース)…………… 15
- 針灸治療制限反対闘争…………… 20
- 列島縦断…………… 22
☆東北労災職業病センター
- うちの組合…………… 24

3月の新聞記事から 19

写真 ■ 大阪市職弘済院支部



主張

第三回総会の成功を踏まえ

センター10周年の年、運動の飛躍を勝ちとろう！

事務局長 榎本祥文

三月十二日、安全センターは大阪全通会館にて第三回総会を開催し、八二年度の運動成果を了承するとともに八三年度の運動方針を決定し、組織整備以来三年目の運動に入った。

総会には四三団体百二十名が参加したが、これは今回総会の目標でもあった「体裁よりも内実重視」という点をほぼ満たしたといえる。

安全センターも今年度は組織発足以来十年目を迎えることになるが、八一年三月以降の組織活動重視という方針の徹底によって、一応組織としての内実が整い、もう一まわり大きい戦略の下に、積極的運動を展開し得る素地ができたと判断している。八三年度運動方針についてはその全

文を後に掲載しているので説明は省くが、方針の枠組と新たな課題についてのみその概略をしめしておきたい。

最初は「方針の基調」についてである。これは安全センターの基本任務について述べたもので、労災職業病闘争の組織化によって、地域、職場の労働者の運動に活力を与えていくことを最重視している。そして、このことを可能にするために、安全センターの広い意味での専門的機能を格段に充実させていくとりくみを提起しているものである。

次は「一般方針」であるが、これは主に具体的な活動項目を挙げたものである。この中で今年度より新たに



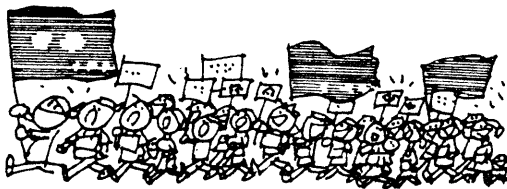
設けたものとしては、振動病闘争の推進、公務災害闘争の強化、理論研究活動の三つがある。振動病問題については今さら説明するまでもないが、認定数はここ数年、じん肺に次いで第二位であり、労働省が職業病被災者への補償打ち切り、制限のねらい打ちの対象にしてきたものである。また、林野庁の「行革」問題を

テコとして、闘う全林野への攻撃は激しく、振動病闘争は現在極めて厳しい状況にあり、そしてそのすう勢は職業病闘争全般に大きな影響を及ぼすものである。我々は右の観点より、和歌山県古座川町健診を契機として振動病闘争への積極的参加を決めてきたが今年度はその充実を期したい。公務災害問題については、これまで大阪市職民生局支部との協力を軸に保母の頸肩腕、腰痛問題等にとりくみを進めてきたが、「行革」に伴う既得権はく奪攻撃に対する闘いとして公務員労働者の労災職業病闘争への精力的取りくみを決めたもの

である。もう一つの研究、理論化活動については、精神障害、出稼、雇用確保、夜勤・交替制勤務といった個別の課題についてのつっこんだ研究体制を確立するとともに、我々の安全衛生運動の理論化を最重視し、成果についてはテキストの発行などを通じて大衆的レベルでの活用を図りたいと考えている。

最後に「重点方針」であるが、これは主に組織活動に関しての方針であり、(一)組織拡大、機関誌拡大、教宣充実、(二)地域連絡所の設置、(三)専門機能充実、の三つに絞っている。特に説明は必要ないと思われるが、役員全体、会員全体でとりくむことを何よりも重視したいと考えている。

以上八三年度方針について概述したが、我々が肝に銘じなければならぬことは、一つは運動は今こそ攻勢に出る時期であるということであり、もう一つは、そのための戦略とキメ細かい政策を作り上げなければならぬということである。新年度



(2) 針灸治療制限に対する闘い、労災認定闘争など、労働行政に対する闘いを強化する。

(3) 労災訴訟への支援を強める。

野村メッキ徳田訴訟、地域合同労組佐野安下請労働者支部三宅訴訟・植田マンガン訴訟・笹訴訟・全港湾名村分会雲見訴訟等現在係争中の闘いに引き続き支援協力を行うとともに、出稼労働者柴田氏の脳卒中労災の行政訴訟に対して積極的支援協力体制を作り上げていく。

(4) 労働基準法・労災保険法等、労災職業病関連法規の改善に反対して闘う。

(5) 全林野・全山労等と連帯して、山林労働者を中心とする振動病闘争を積極的に推進する。

(6) 官公労働者と連帯して、公務災害闘争を強化する。

(7) 全港湾じん肺闘争への支援・協力を強化する。
粉じん測定・じん肺健診等の体制作りに協力するとともに、行政闘争にも積極的に参加していく。

(8) 住電闘争等大手企業における先進的闘いを支援し、安全・労災問題を通じて横の連絡共闘促進のため努める。
(9) 岩佐訴訟を引き続き支援するとともに、被曝労働問題についての研究と労働者の交流に努める。

(10) 医療法律等専門家戦線及び学生戦線との協力体制強化に努める。

(11) 組織の拡充・財政の安定化のため奮闘する。

(12) 労災職業病闘争講座・針灸学習会・地域講座等教宣活動に力を入れ、また機関誌の内容向上、講読拡大を引き続き行う。

(13) 大阪総評をはじめ、各地区評、地協との協力関係を密にし、その他進歩的労働団体、民主団体との連携に努める。また、労住医連に結集する医療機関や、全国労働連に結集する地域安全センター、そして日本労働者安全センターとの協力関係を強める。

(14) その他、労働と精神障害問題、出稼労災問題、被災労働者の雇用確保問題、安全衛生運動の理論を確立すること、夜勤交代勤務問題等についての研究、活動を強めていく。

③ '83年度重点方針

① ②の項目において'83年運動方針に関する基本的立場、並びにその運動の骨子について示してきたところであるが、'83年度特に力を入れたい課題について以下三つの重点方針を確認したい。

(1) 組織拡大・機関誌増加・教宣充実

安全センターの現在の団体会員数は約60団体であるが、引き続き組織拡大を第一級の課題として追及し、運動基

盤の充実を図ることとする。具体的には新たに20団体以上の加入を実現し、80団体にまで伸ばしていくため、役員会において具体的なオルグ計画を策定し、全会員団体が協力して目標の実現に当たりたい。また、従来、賛助会員の拡大についてはほとんど対策を講じてこなかったが、財政的観点からも積極的加入を呼びかけ組織していきたい。

機関誌については'82年度は拡大月間を設定してかなりの成果を挙げたが、今年度も引き続き拡大運動にとりくんでいく。現在の有料配付数は実質的に一五〇〇部程度であるが、一八〇〇冊実現を期して奮闘する。また併せて編集体制の改善にもとりくみ、当面読者会の開催、職場通信員の確保を行い、編集委員会の設置を目標とした。

教宣活動については、第三期労災職業病講座の一層の充実を軸として、秋期総学習運動の計画策定、地域講座の開催、また教宣パンフの継続的発行を実現する。

(2) 地域連絡所の設置

安全センターは昨年6月事務所を大淀区より西区に移し、その機能の効率化を一定実現してきたが、'82年度重点方針として決定した地域連絡所設置はその実現のための方針を確立することができず、かけ声倒れに終ってしまった。が、方針自体は今年度も重点課題として

堅持していく。また連絡所のイメージや機能については画一的なものを求めず、地域の特性に十分根ざした形で計画し、当面のスケジュールとしては地域ピラマキ、地域講座の開催、行政闘争における共闘などの促進に力を入れ、地域の会員団体が中心となる形で連絡所の設置に努めていく。

(3) 専門機能の充実に向けて

安全センター自体の組織性格からしても、その専門的機能の強化は極めて重視すべき課題であり、重点方針として継続する。

医療関係については、南労会松浦診療所との全面的な協力関係の下に、出張診療所計画の実現のためにセンターとしても努力するとともに、地域における医療相談等についても積極的に開催するようにしたい。

また4月より南労会は分析センター(仮称)を新たに設置するが、当機関を要として、大学や研究所の中にある技術者、研究者との協力・連携体制を作り上げていくべく努力し、分析センターの発展・充実のために協力していく。

法律関係については、'82年度は若手弁護士グループを中心として「労災実務研究会」の第一期をやりとげ、少なからぬ成果を挙げることができたが、今年度も引き続き研究会の開催を計画するとともに、労災認定、訴訟に

おける共同とりくみを積極的に行っていきたい。
専門的機能の充実という問題は医療・法律・分析とい
ったものに限らず、問題として顕在化している労災、職
業病問題の研究活動も不可欠であり、また運動における
実践的ノウハウの充実も非常に重要である。センターと
して、多様な運動上のニーズに応えうる体制を作り上げ
ていくために、これら専門的機能の充実に力を入れてい
くことにしたい。

以上一般方針、重点方針について述べたが、安全セン
ターの運営協・事務局会議という役員会機能をこれまで
以上に充実させることにより、着実に方針の実践に向け
とりくみを強めていきたいと考える。

関西労働者安全センターの10年間

合本 関西労災職業病 全2巻

第一号～第五〇号

(一九七三年十月～一九七八年六月)

頒価 一五、〇〇〇円

第五一号～第百号

(一九七八年七月～一九八二年八月)

申し込みは安全センターまで

労働と精神神経障害(4)

紀泉病院 副院長

中山 隆嗣

第二章

症例を通して考える

第一章においては、いわゆるノイローゼ神経症については、あえて説明しませんでした。心因的な原因等明らかの場合と、様々な要因が重なっておきている場合があり、症状も単なる不眠状態から、抑うつ状態、精神神経症、強迫神経症、心身症と様々な形であらわれてきており、職場や組合で問題となる場合も少くないと思われます。

これらのことや、第一章で述べた

症状等、又、どのような問題点があるのか、どう解決してゆこうとすればよいか、一つ一つの症例を通して考えていきたいと思えます。ただ、分裂病圏の病気については、職場で発生するというよりは、発病年齢が思春期から青年期にかけてということを見れば、発病のため仕事にすらないかと思われます。

一、Aさんの場合

きっかけは

上司とのトラブル

三八才の男性。仕事は、金融関係、

従って数回の転勤を経験しており、

三回目の転勤先で発病し、以来、精神科入院、外来治療を継続的に受けてきています。

発病の契機は、案外と単純なことだったかも知れません。取り引き先との商いの仕方で上司と対立し、いやがらせをうけたことと言ってしまうはそれまでのことです。上司との意見の対立など、職場においては日常茶飯事のことと思われます。しばらくは、会社に行くことがおっくうで、朝きりぎりまで寝ていて、起きても、寝た気がしない、従って朝食も食べない時が多くなり、疲労しやすくなったと感ずるようになって、ついに会社を休んで内科医院で診てもらふことになりました。

診てもらっても、特にどこいって悪い所はなく、それでもだんだんと食欲がなく不眠勝ちとなり、約一週間後、突然夜中に上司に電話をかけ、今までの恨みつらみを長々と二時間にわたってしゃべりまくった時点から、病勢はそう状態に転化して

いきました。

Aさんは、その時三十三才、妻と男女一人ずつの子供がありました。妻のとめるのも聞かず朝早く家を飛び出し、取り引き先へかけて行き、上司の悪口を散々ののしってから会社に現われ、同僚を前に、会社はいかにすれば発展するかを大声でまくしたてたのです。

上司は気を悪くすると同時に、何か変だということ直ちに妻を呼び、会社の診療所に連れて行き診察を受けさせました。診療所の医師は、精神科受診をすすめ、紹介された病院にAさんは入院することになりました。妻は、何が何だかわからず、オロオロとし、精神科の医師から「入院治療が必要ですよ」と言われてもピンとこず、渋々同意した形となりました。

Aさんは当然「自分は病気ではない。上司が皆悪いのだ」と大声で抗議しましたが、入院を止めさすことはできませんでした。入院は当初四

カ月の入院を要し、退院後、Aさんは、元の課にもどることはできませんでした。Aさんは又もや、転勤を命じられ、課も変えられてしまったのです。

このことが、少なからぬ動揺をAさんに与え、退院一カ月にして、再びそう状態となりました。今度は、慣れない職場で今までの遅れをとりもどそうとがんばり過ぎたことが不眠につながり、そう転じたようすが、多少とも抑うつ状態が二三日あったようでした。

この時の入院は二カ月ですみ、今なお通院を続けていますが、年一回ぐらい、軽そう状態となり、ムダな買物が多くなることはありますが、入院には至らず経過してきています。

発病の原因は

職場にもある

ごく簡単にAさんの経過を紹介してきましたが、この中にもいくつか

の問題点が含まれています。

それらは、まず組合はこのAさんに対する会社の処遇に対して何もできなかつたこと、発病後の転勤先はAさんにとって冷淡であつたことなどがあげられます。

他の内科の病気であれば、長期入院や療養に対して、精神科の病気に対するほどの不利益をこうむることはあまりないようですが、Aさんの場合、同僚の目の前で症状を示してしまつたこと、上司への悪口雑言を言いたい放題に言つてしまつたことなどのため、元の職場が受けいれてくれなかつたことが、次の症状悪化を招く一因ともなつていると思われるます。

Aさんは、組合とともに元の職場にもどる闘いが組めなかつた、誰もAさんに手をさしのべる者がいなかった、ともに強制配転の不当性を訴える人がいなかつたという孤立感にさいなまれたらうと思われまます。

Aさんは仕方がないこととして、

現在はあきらめ、会社のいわゆる「窓ぎわ」の課に配属されて今日に至っております。会社からは、定期的な精神科医の診断書提出が命じられており、一年に一度「通常勤務」可能かどうかをただされているのです。

会社の言い分は「薬を飲んでいるから、まだ完治したのではない」というもので、会社へ復帰する時はもちろん、社会復帰訓練のため会社に顔を出すことすらも、この理由で拒否してきたというところもありました。なるほど、薬を飲んでいない限りにおいて、一般的には完治していないかも知れませんが、精神科の薬の服用には二つの大きな意味があることを抜かした論理となっています。即ち、精神科の薬は治療するために服用すること、再発を防ぐために維持量を服用することの二つがあるということです。

Aさんは現在、再発を防ぐための維持量を服用している限りにおいては、少くとも「治っていないから薬

を飲んでいゝ」ことでは決してないし、現実に労働能力がそれほど劣っていると考えられないにも関わらず、会社側は依然として、Aさんを元の職場には決してもどそうとは考えていないのです。

患者を孤立させないこと

が大切

この例にもあるように、初回の発病から多少落着くまで約一カ月かかります。症状の激しい時は更に二カ月、三カ月とかかることもありすが、その状態はいくら長くとも一カ月内外がほとんど思われます。

しかしそれでも、社会復帰までを含めれば、その倍かかることが普通です。約二カ月から三カ月、ひどい時には五カ月余りも入院治療を要するということにもなれば、社会から遠ざかったハンディを取りもどすにはかなりの時間を要するだろうと思われまゝ。そのため、Aさんもそう

であつたように、早く遅れを取りもどそうと焦り、予期せぬ再発を生んでしまうことがよくあり、最も気を付けておかなければならないことだろうと考えられます。

家族、同僚含め、患者を決して孤立させないこと、発病以前にも増して、良き相談相手となることがますます必要なことと考えられます。そして決して一方的に励まさないこと（これをうつ状態の回復期に行えば、必ず患者を自殺に追い込むこととなります）。本人が背負いきれない期待でつぶれてしまわないように、じつとつかず離れず、見守つてやれる人が一人でも多くいることが、患者にとって、特に回復期の患者にとつてどれほど心強いかわれませぬ。

* * *

二月号の「労働と精神神経障害」にて以下の部分が抜けていましたのでここに掲載します。また、筆者の中山隆嗣氏の名を間違っていました。ここに訂正しておわび致します。(編集部)

ホ、身体的変化と関係する精神病

1. 内分泌障害によるもの

案外と知られていないものの一つと考えられ、脳下垂体機能、甲状腺機能・副じん機能等ホルモンを出す器官の機能のこう進・低下各々で様々な精神症状を呈します。

抑うつ、そう、痴呆、幻覚妄想等いわゆる分裂病やそううつ病と誤診されやすい状態となるため、初診時に疑いがあれば必ず検査等によって鑑別しておかねばならない疾患と考えられています。当然、薬物療法も

異なり、極端な場合、ホルモン療法のみではほぼ症状が消失することもあります。

2. 代謝・栄養障害によるもの

心臓病・尿毒症・糖尿病・悪性貧血・肝臓病・ガンや、悪液質・栄養障害・ビタミン欠乏症などでも、各種の精神症状を呈します。各々、強ければ、幻覚妄想を中心とした分裂病様状態から軽い意識障害まで様々な状態を示し、原疾患をはつきりと鑑別しておかねばならないものと考えられています。

3. 感染症による

特に意識障害を中心とするものが多いのですが、関節リウマチではそううつ病様反応が見られることがあります。いずれも感染の軽快とともに精神症状も軽快していきます。

4. 薬物中毒による

アルコールについては前述しまし

たが、その他、睡眠薬中毒でも同様の症状を呈します。特に最近大きな問題となっている覚せい剤中毒について少し詳しくふれてみたいと思います。常用量で三、六カ月で精神症状を呈するようになり、無欲、脱力、そううつ状態、粗暴、威嚇的、軽薄幻覚、妄想、易怒、暴行等様々な組み合わせて現われてきます。

問題となるのは、粗暴で威嚇的で被害妄想を伴うものは、問題を起しやすく、早期の治療を必要とします。しかし、覚せい剤をやめることは、暴力団の資金源となっていることもあり、なかなか難しく、急性期症状は約一カ月でほぼ消失しますが、この時点で社会復帰させることは、再使用につながりやすく、これを防ぐためには約三、六カ月の入院治療を要すると考えられています。

そして更に問題は、症状が威嚇的暴力的となるため、警察さえも手をかけようとせず、精神病院でも入院を断わる場合もあることです。

マイク回エレクトロニクスと 労災職業病

(その6)

INSで

事務作業を簡素化

高度情報通信システム(INS)構
想が進んでいる。INSとは、電
公社が光通信技術などの新技術を使
い建設する、新たな通信サービ
スの略称である。これまでの通信サ
ービスとは言うまでもなく会話を伝
える音声電話サービスがその中心で
あった。これが音声だけではなく画
像や文字、数字データも一つの回線
で運ばれるようになり、近い将来、
家庭では今の黒い電話機に代わって
絵や文字まで送ることができる新し
い通信装置を使うことになるという。

そしてこの新しい電気通信技術によ
って、職場の形態は大きく変化す
る。コンピュータにキーボードを通
して打ち込まれる情報が瞬時に世
界を駆けめぐることにも可能とな
るからである。つまり、これまで
票など大量の書類を発行し、その
とによってこなしてきた作業が、
この技術によってすっかり置き換
えられるのである。

運輸、倉庫、港湾の

労働をぬりかえる

こうした影響は、例えば運輸、倉
庫業界に最もダイレクトに加わ
る。現在の運輸、倉庫のシステム

は、企業が大量の在庫をかかえる
という「ムダ」の処理を含めて成
り立っている。そうした「ムダ」
が通信技術によって置き換えられ
るのである。

例えば、港湾の荷役作業は、現
在すでに港湾を通過する貨物の
七〇%をしめるというコンテナ
の形を大きく変えてきた。積み
荷の単位はコンテナの数と重量
で決められ、積み降ろしを港
湾で行なうということはない。
輸出コンテナの内七〇%をし
める家電製品などは、その典
型である。そういう方法が、今
は貨物数の多い大企業の場合
に行なわれているが、通信技
術の進歩により、これからは
出貨元、入貨先にコンピュータ
の端末を置き、税関、運輸
会社、船会社等のコンピュータ
も回線を通じてつなげば、伝
票ひとつ発行する必要がなくな
っていくのである。したがって、
港湾での人が関わる作業が、
技術的には急速に減少させ得
るわけである。

近ごろ、「宅急便」「宅配便」などの誰でも簡単に利用できる小荷物輸送が発達しているが、これにはコンピュータと通信技術の発展が大きく役割を果している。銀行のようにオンライン化を行ない、集荷状況を即座に把握し全国の配送センターに流す。そして翌日、翌々日には、どこへでも配達するということが可能となる。この体制は大きな運送会社でなくとも、どこでもキメ細かく可能となってくる。

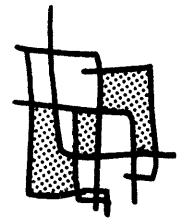
変のらぬトラック運送の

労働実態

ただ、こうした技術革新による合理化が、あれよあれよという間に急速に進められる一方、そこにたずさわる労働者の条件の問題はかき消されている。七九年に労働省が出した通達「自動車運転者の労働時間等の改善基準について」は当時の運送業

界の生存競争の中ですさまじい単価切り下げが行なわれていた想像を絶するシワ寄せが労働者に負わされていた現実に対して出されたものであるが、それは決して現在も守られていない。運送会社の交通事故の原因をさぐれば、ほとんどそうした労働条件上の問題がうかび上がってくるのが現実である。INSによって情報網が建設されれば、こうした状態はどうなるであろうか。一台一台の積み荷の移動が更に明確な管理の下で行なわれ、より経済的な単価を切り下げられる方向に進められ、運転者はより詳しく管理された状況での運転を強いられることになるだろう。運転労働者をむしばむ職業病は、慢性のものが増える可能性がある。労働省通達は、その効果があまり認められないまま、新たな対策を打ち出す必要にせまられているといえよう。

INS構想は、電電公社自身が言うように、社会的影響があまりに大きく、公社内部でも検討がされレポートが提出されている。しかし、これには、職場環境や労働への影響の検討が全く抜け落ちていた。コンピュータ化によると思われる健康障害の可能性は現在のところ漠然としているが、直接コンピュータと接することのないあらゆる職場における労働実態の見なおしが、大いにされねばならないであろう。



必要な労働実態の みなおし

第九期労働者針灸学習会のお知らせ

関西労働者針灸学習会実行委員会
全港湾関西地方本労針灸職業病対策委員会
関西労働者安全センター

職業病のなかで、頸肩腕障害や腰痛症に関してはハリ治療が有効であることは明確な事実ですが、しかしハリ治療で頸肩腕や腰痛が「治ゆする」ものではありません。健康を破壊された労働者がハリ治療によって健康を回復し、職場復帰し、資本の合理化、労働強化に対する闘いに再び合流し、闘いを継続させてゆくことこそが真の治療行為です。従ってハリ治療がすべての治療ではなく、あくまでも治療行為のほんの一部であることを明確にしておくことが重要です。そのためにハリ学習会は、単にハリの技術をまなぶための会ではなく、この学習会のなかで、労働者は自分の苦しみの根源を見極め、それに対して闘いを起こすためにハ리를学び、ハリで苦痛をとるのです。

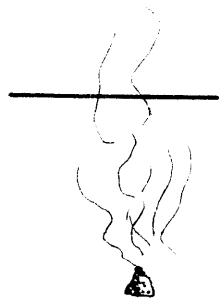
……………(労働者針・きゅう学習会テキストより)

受講申込、人員、期間等について

- イ、募集人員 二〇名程度
- ロ、募集期間 四月二十八日まで(必着)
- ハ、開催期間 五月十二日～九月二十九日(毎週木曜日、八月十一日十八日は
休み)
- ニ、学習時間 午後六時～八時半
- ホ、場所 全港湾関西地方本部(二階会議室)
- ヘ、会費 一回につき三百円
- ト、資料代 五百円

応募要領

左記の項目を記入し、ハガキまたは封書にて関西労働者安全センター(大阪市西区新町二丁目十九番二十号 西長堀ビル四〇二号)までお送り下さい。



3月の新聞記事から

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 勤務先
- (4) 所属組合・団体名
- (5) 紹介者名
- (6) 連絡先電話番号
- (7) 申し込みの動機

三・二 日産自動車の労使、産業ロボット導入にと
もなう協定に調印 三・二三

「松尾鉍毒訴訟」閉山後も企業責任を認
め原告全面勝訴

三・五 伊方原発訴訟―国側の主張を認め、住民申
請の十七証人残し抜き打ち結審(高松高裁) 三・二四

北海道警、北炭夕張事故を「人災」と断定
幹部十人の書類送検を決定

三・六 昭和大学薬学部、明治製菓からの委託動物
実験でデータねつ造

出稼労働者の遺族、天満労基署(大阪)を相
手どり労災不支給の取り消しを求め大阪地
裁に提訴

三・八 阪神高速(守口市)でトラックなど七重衝突
四人ケガ 三・二八

「未熟児網膜症から子供を守る会」結成十
周年全国集会を開催(大阪)

三・十一 昨夏の豪雨禍で大阪東住吉区の住民が「下
水逆流は人災」として国などを相手どり集
団提訴 三・三〇

出張中の脳内出血死を公務外災害とされた
ことを不服とし地公災基金を相手に起こし
た行政訴訟で神戸地裁は公務災害と認定

三・十二 日本近距離航空機が着陸失敗、乗客三人
負傷(北海道)

大たい四頭筋短縮症訴訟で製薬会社に賠償
命令(福島地裁)

三・十七 大阪南港沖でダグボート転覆二人行方不明

前線から

牧野氏腰痛再発

地公災審査会口頭審理終え

いよいよ結審へ

摂津

摂津市職

三月十五日、センター補佐人の新井医師（松浦診療所）黒崎氏（市職）の四人が出席し、各

々の立場より約一時間にわたり意見を述べた。申請人の牧野氏が「仕事が気になり、同僚にも迷惑がかかるので、痛いのをがまんして仕事をしていたのに、出勤したのだから治ったと言われるのは全く心外で、まじめな者がバカをみるようなことは何としても納得し難い」と強く訴えたのをはじめ、組合も「地公災基金は

迅速な救済という目的を無視し、一年近く放置して公務外というのは余りにも不当」と主張するなど四者四様に精力的に基金の弁明書に対する反論を行った。決定は早ければ三カ月程度で出る予定であるが、今後の公災認定闘争へのとりくみ強化という観点も含め、組合では署名活動などを検討中である。

（編集部）

痛再発問題について、地公

災大阪府支部

審査会による口頭審理が開

催された。この問題の経緯

については既に機関誌に掲載

してきたので省略するが

この審理により一応の手續

については終了し、あとは

結論を待つだけとなった。

当日は申請人側より本人を

はじめ代理人の榎本（安全

南大阪

二人目の頰肩腕・腰痛



の労災認定獲得

地域合同キンダーハイム分会

三月上旬、総評地域合同

労組キンダーハイム分会は

鈴木さんに続いて長岡彰子

さんの頰肩腕・腰痛症の労

災認定をかちとった。

キンダーハイム学園は、

低年齢精神薄弱児通園施設

で、年々児童の障害が重症

化しており、保母の労働強

化が続いていた。休憩時間



も全く取れない保育労働の中で、頰腕・腰痛などの職業病が園内に蔓延し、深刻化している。このような中で同分会は昨年、最も重症の鈴木さんの労災闘争に取り組み、昨年七月には最初の労災認定をかち取った。認定後園に対して、労働環境改善の闘いにとり組んだが、もく浴設備の設置など

環境改善については若干の前進が見られたものの、労働条件については全く改善されないばかりか、昨年四月より高齢児を入園させ、能力別のクラス編成を導入するなど保母の労働負担は増加している。

今回労災認定を勝ち取った長岡さんは現在は正職員であるが、七七年に就職以来三年間もの長期間アルバイトとして働いており、正職以下の労働条件で常に雇用不案を強いられてきた。労災の確定した現在は三カ月

*
*
*

保育所保母の頸肩腕障害

半年の準備を経て公務災害申請

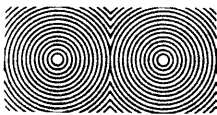
大阪市職 民生局支部

三月三十日、大阪市職民生局支部は、組合員で東住吉区の荻田南保育所保母の木股八重子さんの頸肩腕障害について、地公災大阪市支部に公務災害認定申請を行った。

同氏は昭和五二年四月に大阪市保母として採用されて以降、浅香東保育所に三年、荻田南に三年勤務を続けているが、初年度の五二年より既に全身疲労がひどく、肩こり、頭痛、はきけなどの症状が出始めていた。そして五五年四月より荻田南保育所勤務に変わる前後か

夏頃より申請準備を進めてきたものである。

同支部ではこれまで十六名の保母が公災申請し、七名が認定されているが、安全センターとして協力するのは初めてのケースでもあり、必ず認定を勝ちとるために可能な限り最大の協力を続けていきたい。



腰痛訴訟で

全面勝利の和解

パトロール・産業医等も協定化

全金技研工業支部

吹田

昨年四月より大阪地裁で争われていた全金技研工業支部の腰痛訴訟で、原告全面勝利の和解が三月二二日に成立した。技研工業は吹田市にある製図台の製造会社であり、その組立工程にたずさわる労働者に多数腰痛被災者が発生していたが、何ら職場改善もなされずに現在に至っていた。腰痛被災者四名は昨年の裁判提訴と同時に、吹田地域の労働者と「吹田労災をなくす会」を結成してともにかちとつた勝利和解である。

和解内容は、原告への損害賠償はもちろんのことであるが、注目されるのは会及び労組で徹底して要求してきた職場環境の改善のために会社がとりくむことを約束していることである。

安全衛生委の設置、安全パトロールの実施、産業医の任命、安全顧問の任命、災害補償規定の作成と、具体策をとり決めていくが、今後は「なくす会」としても嚴重に監視していく決意である。またこれを足場に吹田地域での労災職業病に対する闘いをより強化していきたいと思っている。

(吹田労災をなくす会)

「生産性向上」に名をかりた組合つぶし攻撃に端を発し、一月中旬には親会社である朝日新聞社より3名、大日本印刷より1名の職制を導入し、これまでの労使慣行を無視して次々と「通告書」を発し、露骨な組合つぶしを強行してきたのである。この中で安全センターとしても、職制の暴力によるケガについての労災と組みなどでまき返しに協力してきたが、大量解雇により全面闘争に突入したわけである。

中 豊

大阪オフセット労組

六名に不当解雇処分

全面闘争に突入り

全印総連大阪オフセット印刷労組は、二月中旬に会社側から発せられた解雇6名、出勤停止(10日間)9名、出動停止(10日間)9名、闘いは今年初頭、会社側の

名の不当処分に対して、現在多くの支援団体とともに闘いを展開している。この闘いは今年初頭、会社側の

（朝日新聞社前座り込み）その後就労闘争に入っているが会社側の対応は固く、現在も職制による暴力事件もひん発している。センターとしても引き続き支援協

力していきたい。(編集部)

大阪

通勤途上の急性心不全 「業務災害」と認定

全金大阪ベアリング支部

三月二三日、五四年二月 年十二月二七日に至り、中
に大阪市東成区の工事現場 央審査会が請求棄却の裁決
にて脳卒中で死亡した柴田 を行ったことにより、今年
久雄氏(当時三九歳)の遺 に入ってから中北弁護士を
族である柴田ノブ子さんは、中心として訴訟準備が進め
天満労基署が行った業務外 られてきたものである。
の認定は不当であり、これ 訴訟の争点については次
を取り消すよう求めた行政 号にて詳しく解説する予定
訴訟を大阪地裁に提起した。 であるが、大まかに言っ
この問題は既に機関誌誌に 死亡前の労働実態について
おいて何回か掲載したよう の事実関係が、行政と我々
に、死亡事故発生以来地元 との間で全くといっていい
の秋田を中心に全国出稼組 ほどに異なっていることであ
合連合会が業務上認定を要 る。例えば、死亡直前の作
求して運動してきたが、昨 業であるコンクリートブレ

「カーの使用時間に関して 安全センターとしてはこ
も、2時間45分程度使用し の訴訟の事務局を担当する
ているにもかかわらず、行 が、脳卒中認定基準の改善、
政側は天満署の初動調査に 出稼労働者の労働条件改善
よる1時間程度という見解 を目標としてとり組みを強
を変えていない。 めていきたい。(編集部)

堺

柴田出稼脳卒中労災

天満署の処分取消求め

大阪地裁へ提訴

三月二九日、堺労基署は 中で倒れ、急性心不全で死
全金大阪ベアリング支部の 亡した。組合より安全セン
組合員緒方勇吉氏(五七歳) ターに相談があった時は既
の通勤途上急性死に対して に会社より通勤災害として
業務上災害と認定した。 の申請が出されており、そ
緒方氏は昨年六月三十日 の後組合としても本格的に
自転車で出勤途中定期券を とり組むことになった。
忘れたのに気づき家に引き 安全センターも協力して
返し、待合せ時間に遅れま 調査を行い、通勤災害に関
いとして急いで駅に向う途 する意見書をまとめ、昨年

保育労働者の 職業病を 克服するために

..... 頸肩腕障害篇

A5版 32ページ 200円

〒 1冊 70円 2冊 170円

3冊以上 250円

発行・大阪市職労民生局支部

協力・関西労働者安全センター

•(医)南労会 松浦診療所

未から今年にかけて交渉を行ってきた。また、緒方氏は死亡直前の問題として、ブラッター（電動のフォークリフトのようなもの）の

社内試験を受けるために作業中にも練習するなどが主張していたが、二度にわたって不合格になり思い悩んでいたことなども明らかにな

り、業務上災害の可能性もあるとしてその意見書も併せて提出していた。今回堺労基署は通勤災害としての判断を避け、業務

上災害として認定したわけだが、組合・センターの気迫勝ちともいえる。

(編集部)



針灸治療制限闘争

3/10 全国行動の成功ふまえ

各地で闘いを展開しよう！

三月十日、雨が降りしきる中、労働省前に七〇〇名の労働者が全国から結集した。参加者の抗議のシュプレヒコールは労働省の建物をめぐるがし、治療打切りは許さないと、社会党国会議員とともに労働省との交渉に臨んでいる。一方、三月下旬地方局・署からは、被災者、医療機関に対して、四月以降は針きゅうは保険給付しないとの通知が出された。医学的には何の根拠もない針きゅう治療の打ち切りを労働省はついに強行した。しかし高知等の県では未だに通達は実施されておらず、労働省のいう「全国斎一性」は既に崩れている。闘いはこれからだ！画一的治療打切り、労災打切りをさせない闘いを全国各地で一層盛り上げよう！

労働省前に

七〇〇名が結集

三月十日、労働省前で「三・一〇ハリきゅう治療制限・労災打切り撤

回！生命とくらしを守る労災職業病全国行動」が中央総評・東京地評の主催で行われた。降りしきる雨の中、東京・神奈川を始め、愛知・大阪・兵庫・高知・大分等から七〇〇名の労働者・被災者が結集した。

午後一時、事前に到着した大阪・兵庫・大分等一〇〇人の労働者が拍手をする中、宣伝カーを先頭に、午前中東京労基局行動を行った関東の労働者が次々と到着し、労働省前中庭を埋め尽した。雨は一段と強くなったがいつはいに拡がった傘の隊列、林立する赤旗、そしてスローガンを示す垂幕と、雨を吹き飛ばす熱気の中で全国総決起集会が始った。

宣伝カーの上に東京地評の森本氏が司会として立ち、主催者として、清水総評労対局長、光頼東京地評副議長があいさつし、社党川本衆議員が激励のあいさつを行った。次いで清水氏を団長に県評代表など三十名の代表団を選出して労働省との交渉に送り出した。雨で服がずぶぬれになりながらも、労働省に対する怒りのシュプレヒコールで氣勢をあげ、再度集会を続行した。全国各地から決意表明が次々と行なわれ、大阪からは全港湾米運分会より、米をかつかくことにより労働者のほとんどが腰

痛りかかり、針きゅう治療を奪われ
たら働けなくなる、ストをしてでも
闘うという力強いアピールをし、大
きな拍手をうけた。

三時に代表団が帰ってきて、清水
氏より交渉経過の報告が行われた。
交渉には労働基準局長は出席せず、
応対した林補償課長は、通達は撤回
する気はないと頑強な姿勢であった。
東京基準局が二七名を打ち切ったこ
とについては知らないから調査する
と、その場しのぎの回答に終止した
と怒りをこめて報告した。

報告をうけた後、全員が労働省の
建物に向かい、「労働省の居直りは
許さない」「針きゅう治療制限反対」
と怒りのシュプレヒコールをぶつけ、
今日を出発点に闘いをさらに発展さ
せることを確認し、全国集会を終え
た。

三〇〇全国行動に先駆け

大阪で局交渉…百名が参加

三月九日、大阪地評主催で大阪基

準局との交渉が行われた。全港灣、
全林野、全金、労金等の単産、東地
協、被災者団体など一〇〇名近くが
参加した大衆交渉となった。

森島地評労働対事務局長より、針
きゅう治療の制限には絶対反対であ
り、三月末での画的打切りはする
な、主治医の意見を尊重せよとい
う大阪地評の姿勢を強調し、労災課長
に迫った。続いて、松浦診療所の松
浦医師より、労働省直轄の労災病院
でも針きゅう治療は行われており、
熊本労災病院では治療効果が高いと
の論文も発表されていることなど、
現実と労働省の公言していることの
違いを明らかにした。また、昨年十
一月に地評が実施したアンケート調
査の結果報告が事務局の原田氏から
あり、労災被災者が、自費の人に比
べ漫然と治療を行っているような実
態はないこと、全員が針きゅうは大
変効果があるという結果が得られた
ことが報告された。

それらに対し、渡辺課長は、全く
耳を傾けることなく、通達は絶対に

実施しなければならぬ、三月末を
もって針きゅうは打切るとオームの
ようにくり返すばかりであった。し
かも二月四日に、本省と全山労協と
の交渉で林課長が「断続的治療も一
年で制限することは問題」と述べた
ことを全林野の代表が追及しても、
本省から一切話は聞いていないと否
定し、全林野の代表を侮じょくする
発言がなされた。

終始、このように権力的、高圧的
な姿勢の労災課長に参加者の怒りは
爆発し、一時は被災者が課長に詰寄
るといふ事態もあつたが、双方、話
し合いは継続することを確認し、交
渉を終了した。

その後、三月二八日、総評と単産
代表、安全センターで交渉が行われ、
話し合いを引き続き行うこと、被災
者の打切りはしないこと、職場復帰
対策を強化することが確認された。
大阪では四月下旬に、針きゅう治療
問題とあわせ労働行政反動化に対す
る大抗議行動を行うことを決め、現
在準備が進められている。

断縦島列

ここにも安全センターが…

③

東北労災職業病センター

三年の準備会活動

足場に

センター正式設立

昨年十二月十八日、約三年間の準備会活動に終止符を打ち、東北労災職業病センターは正式に発足するところとなりました。そして東北労災職業病センターの設立宣言集会とも

言うべき集会が、先日三月十八日に「三、一八労災職業病を闘う宮城県集会」として行なわれ、仙台、多賀城、塩釜の労働者が多数参加する中で、大成功をおさめることができました。

総評労対局から信太忠二さんを招き「だれでもできる労災職業病の闘い」という題で特別講演をしていただき、大変な好評を得ることができました。内容が非常に具体的でかつ

わかりやすいため、参加した労働者のすべてが改めて労災職業病の闘いの重要性を認識したようで、企画した私たちにとても大満足というところでした。講演の終了後にはたくさんの方の質問が出され、現実に今職業病で苦しんでいる労働者の不安、職場で実際にあつた労災職業病の問題、労働組合の役割など、集会参加者はより一層理解を深めたように思います。だれにでもできる闘いであること、だれでも参加でき、すべての労働者がやらなくてはならない闘いで

あることなど、労災職業病闘争の基本を改めて知ることになり、あわせて職場でのそれぞれの労働者の認務についてまで指摘されるに及んで会場内に独特な雰囲気がただよっていました。

東北労災職業病センター設立宣言集会は、文字通り、この集会を基点として大きく一歩を踏み出すことが確認されたのでした。

大きかった東北造船

酸欠事故闘争の勝利

これまで、約三年の準備会活動の間、私たちは、多賀城、塩釜の仙塩工業地帯にある工場群に発生する労災職業病をどうするのかという問題を常にかかえてきたのですが、そこに働く労働者の相談がほとんどないに等しい状況をどう打開するのが最大の課題でした。労災職業病闘争を行なうにつけてのスタッフにつ

いては、およそ全国的に見てもひけをとらないと考えますが、どうやってその組織を動かし、職場の労働者との結合を計るのか、またり災者とう連絡を取るのか等どうしても解決できない点としてありました。

そこで私たちは、まず実績を作ることに、そして具体的な闘いを軸にして宣伝活動を行ない、会員の募集と悩んでいる労働者との連絡をとろうと考え、まず東北造船でおきた下請工の酸素欠乏症死亡災害についての告訴告発闘争、そして裁判闘争と、東北造船で活動している活動家の決起を支援する闘いを始めたわけです。

東北造船労働組合が同盟JC指向であるため全く支援を受けられず、しかも当該の被災者は下請工であることを理由に全く補償もせずたった五万円で切り捨てた元請東北造船の側に走ったため、この闘いは同盟JC路線との真向からの対決となり、東北造船内の活動家の献身的な活動によって支えられ、勝利することが

毎月

集会と学習会を企画

また、塩釜にある水産加工業で働いていた女性労働者の頸腕症をも、この闘いの中で具体的に勝ち取り、宮城県ではパート労働者の頸腕は初めてであるとの勲章も付けることになりました。(なお、この闘いで事業主との団体交渉も行ないました。)

その他、碎石工業で働いていた労働者の肺ガン死亡についてじん肺との関係についての申請し、じん肺管理区分が管理4でなくても肺ガンになり、明らかに合併症として認められるべきであるということを行なっている。さらに学習会も必要であるということから、昨年は労災職業病の歴史についての講演と討論の集いを行ない、今年に入ってから全林野労組

の協力を受け、「振動病についての映画を見る会」を開催しました。

今後は、原発についての映画会、職業病全般についての講演と討論など、月に一度づつ着実に集会と学習会を開催していく予定です。

労職闘争の

全国交流を期待

三月十八日の集会後、初めて地域の労働者から、頸腕症と腰痛についての相談を受けています。一人はボールペンを使用する金融関係の労働者です。もう一人は足場作業を行なっている労働者です。

私たちは、なんとか一人前の活動ができるように、活動を続けていく決意ですが、ひとつ悩みがあります。東北労災職業病センターと看板は大きいのですが、全国での活動の内容がほとんど入ってきません。いつもお世話になりっぱなしの神奈川の方

うちの組合

大阪市職 弘済院支部

(吹田市)

各地の皆さんからのおたよりがいた
だければ幸いです。

〔連絡先〕 宮城県塩釜市藤倉
一丁目四一四二一

兵藤 政行

々からはずいぶんと多くの情報をい
ただくのですが、闘いの全国性をど
う追求するのか、全国でいま何が問
題になっているのかなど、知らない
ことが多すぎます。
「列島縦断」という関西労災職業病
の企画に便乗し、より多くの交流を
各地の方々へ行ないたいと思います。

この三月に安全センターに加盟し
たばかりの弘済院支部です。正式加
盟は手間どって遅くなりましたが、
安全センターには、公務災害認定闘
争、針きゅう学習会、松浦診療所で
の針きゅう治療と数年来すでお世
話になってきております。支部にお
ける職業病闘争は、多くの課題をか
かえながらも進展がなく、このとこ
ろ停滞ぎみの状態が続いています。が、
今回の安全センター加盟をきっかけ
として、また初心にもどり再出発し
たいと考えております。今後ともよ
ろしく。

弘済院の概要と

勤務実態

「うちの組合」の紹介となります
と、まずその名のとおり親組織は大
阪市職で、区役所、本庁、病院など
五十支部あり、市内から離れた吹田
の地に「田舎支部」と言われながら
良くも悪くもマイペースでやってい
るのがわが弘済院支部というわけ
です。弘済院は大阪市の総合福祉施設
で養護老人ホーム、特別養護老人ホ
ーム、附属病院、児童ホーム、救護

第一、第二ホームからなっています。組合員数は二七〇名で内一九九名は婦人組合員です。直接処遇職員といわれる看護婦、保母、寮母が大部隊で、他に事務職、ケースワーカー、栄養士、薬剤士、検査技士、X線技士、理学療法士、病棟夫、寮夫、運転手、交換手と様々な職種があり、それぞれの現場に合わせた勤務形態（ズレ勤、隔日勤務、三交替、宿日直）をとって、二四時間運営されています。施設利用者も子供から成人、お年寄りまでと幅ひろく、それぞれの専門性の違いから、同じ場所にながら自分の職場以外はあまり知らない組合員も少なくありません。

闘いのきっかけは

寮母の腰痛症多発

職業病の闘いは、七五年に特養ホーム寮母に腰痛の多発を見たころから始まりました。特養ホームは、ねたきり老人を対象とする施設です。

ら、寮母の仕事は、入浴介助、オムツ交換など中腰の姿勢が多く、作業の際の災害性腰痛が次々と発生しました。当時、公務災害の認定請求はあまり出されていませんでしたのでまず「職場の病気・ケガは職場で治そう」と取り組みを始めました。現在は認定請求も定着し、災害性のものはほぼすべてが認定され、職場環境改善も順送式浴そうを入れるなど少しずつ前進を見ました。しかし、開所以来十六年を経過した現在、ほぼ全ての寮母が慢性腰痛、頸腕になっていることについては対応策がなく、老人に対する処遇ともかかわって大きな課題となっています。

安全センターの存在は、都島友の会闘争支援をとおして知りましたが、民間のきびしい闘いをリードするセンターの活躍ぶりは、公務員の世界に閉じこもっていた私たちにとって衝撃でもありました。支部の学習会に全港湾米穀運輸分会の人を招き、慢性腰痛認定の闘いを聞き、そのダ

イナミックな闘争パターンにあ然とさせられました。公務災害の認定制度は、本誌「公務災害」に連載されている通り「非民主的、権力的、密室的」なもので、労基署に対する大衆行動などおおよそ想像もつかないものでしたから。

民間の闘いに勇気付けられた私たちは、団体交渉の場で、当局責任を追及するという手段により、少しずつ「たたかいて」をつくり続け、七七年には「公務外」とされた特養寮母Iさんの脳栓塞について、支部としてひきつづく闘いを行なうことを決意しました。腰痛、頸腕ならともかく、この病名で本当に闘えるのだからかと不安をもちながらも取り組みが進められたのは、安全センターの



皆さんや医師団の助言、指導があったればこそと言えましょう。医学論争におちいるのではなく、「仕事によってひきおこされたのだ」という強い確信を持ち、その裏付け作業を行ない労働実態を明らかにするとともに、働くものの健康について何の配慮もしない当局の使用責任を追及することになりました。

職場に根付く

職業病闘争を

支部の中にも、まだまだ「個人の体質論」がありました。逆にこの問題を強力にすすめるなかで、労働者の病気とは何なのかを問ひかけ、健康で働ける職場作りに向けたオルグを重ねました。再審査請求まで行なったこの闘いも八十年に中央で棄却され行政闘争を終わりました。裁判へ進むよりも具体的な労働条件改善の闘いを前進させることにして区切りをつけたのですが、支部におい

て象徴的な意味をもつこの闘いがなくなつた時点からその後の職業病闘争の前進はあまりなく、当局責任として具体的にせまった特殊健康診断についても実施されなまま今日に至っています。闘いの手をゆるめてはならないと首りみて思っているところです。

針きゅう学習会へは一期からずっと毎回お世話になり、十五名の修了生を出すことができました。支部にかえり実践している人、全くできず忘れてしまった人といろいろですが、

技術習得はともかくとして、組合づくりや組合つぶしという民間の仲間のきびしい闘争報告から、労働者意識(?)を呼びおこされるという貴重

な経験ができたことは、参加した組合員のうちに生かされていると思います。

教えられるばかりの安全センターのかかわりですが、「労働運動のなかには労働実態が根付かない組合は、反合闘争を闘えない御用組合になる」と言われた山本議長言葉の思い起こし、再びがんばって、センターと共に歩みたいと考えています。

前回の「うちの組合」の全金オシマ支部で、西成区とあるのは間違いで生野区です。ここにおわびして訂正します。

労災保険による 針灸治療の制限反対

——行革に名をかりた労働省の悪うつな攻撃をはねかえそう



発行……関西労働者安全センター

5判 21ページ 百円 千十冊以上当方負担

昭和50年10月29日
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号（通巻第108号）昭和58年4月10日発行

（毎月一回10日発行）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28